

奴隷貿易と奴隷制の責任を問う請願/ ジャマイカが英王室に提出



グレンジ文化大臣を団長とするジャマイカ政府代表団が 9 月 6 日、ロンドンで大西洋奴隷貿易と奴隷制の責任と賠償についての判断を示すようもとめる歴史的請願を提出した。英紙ガーディアンやジャマイカの新聞報道によると、請願の内容は①アフリカ人の強制移送は合法だったのか②それは人道に対する犯罪に該当するか③英国は奴隷制とその永続的影響に対して返還義務を負うか、の 3 点。代表団は英国議員・教会指導者・文化機関（大英博物館含む）と面会し、押収された文化遺物の返還も要求した。

これにたいしチャールズ国王は 9 月 23 日、請願を枢密院司法委員会に付託した。報道によると、国王は無視・拒否・保留もできたが、あえて「法的助言を求める」形で枢密院に付託した。これは英国王室が奴隷制問題を「法的検討に値する」と認めた象徴的判断とみなされ、ジャマイカ政府は「本当に大きな出来事」と評価している。

16 世紀後半から 19 世紀前半にかけておこなわれた大西洋奴隷貿易では少なくとも 1250 万人が強制移送され、その過程でさらに数千万人規模の犠牲が出た

と推計されている。以後 300 年にわたる過酷な植民地支配による社会的な後遺が現在も国民を苦しめているとして、謝罪と賠償を求める運動が続けられてきた。

2001 年の国連ダーバン会議で、奴隷制・奴隷貿易が「人道に対する犯罪」と国連で初めて明記。カリブ共同体（CARICOM）諸国はジャマイカなどが中心となって賠償委員会設立、英国・オランダ・フランスなど旧宗主国に対し、「謝罪・賠償・構造的不平等の是正」を求める 10 項目の要求を策定した。

アフリカ連合（UA）諸国も 2015–2024 年：国連『アフリカ系人々の国際の 10 年』などで同じ議論が進展。国連総会は 2026 年 3 月 25 日、奴隷貿易・奴隷制を人道に反する重大犯罪と宣言し、賠償正義を求める決議を採択した。

今回の請願は、この地域的運動の一環として、植民地責任を国際的に可視化し、法的に問うための新たな段階を示している。

ジャマイカ政府の請願と並行して、カリコム諸国は 9 月、バルバドスで地域賠償会議を開催、英国に対して、国際裁判所への付託を含む外交的、法的戦略を準備。英国が交渉に応じない場合、国際裁判所への提訴も辞さない と表明した。

英国は、奴隷制の廃止を宣言したが、奴隷所有者への多額の賠償を行った一方、奴隷とその子孫にたいしてはなんらの措置を行っていない。英政府も王室も「深い悲しみ」は表明したものの、謝罪と賠償の要求は一貫して拒否し、交渉にも応じていない。（編集部）

賠償は人民が勝ち取らなければならない^チ

チキア・トーマス

インタナショナリスト 360 2026 年 9 月 15 日

[Reparation Must Be Won By the People – Part I – INTERNATIONALIST 360°](#)



「人民と共に、人民のために」：ジャマイカ、ウォルター・ロドニー、そしてカリブ海地域における賠償闘争の次の段階

たたかいの新たな段階

ジャマイカは、奴隷制の合法性およびその結果に対する英国の責任に関する問題を枢密院司法委員会に付託するよう英国王チャールズ 3 世に請願することを決定した。これは、カリブ海地域における賠償を求める闘いにおいて、重要な新たな段階を示すものである。

2026 年 9 月 7 日にロンドンで正式に提出されたこの請願書は、以下の 3 つの根本的な問題について検討を求めている。すなわち、アフリカ人の拉致、移送、および奴隷化が英国法の下で合法であったかどうか、それらの行為が国際法に違反していたかどうか、そして英国にはジャマイカ国民に対して賠償措置を講じる法的義務があるかどうかである。ジャマイカ政府は、この請願書自体は金銭的な請求ではないことを強調している。

これは重大な法的取り組みである。真剣に検討すべきものだ。しかし、これと同じくらい真剣に問わなければならない別の問題がある。それは、人々は一体どこにいるのか、ということである。

英国、カナダ、米国、フランス、そしてその他の地域はカリブ海出身者やカリブ系の人々が何百万人もいる。彼らは何世代にもわたって賠償を求める闘いを続けてきたが、彼らは今どこにいるのだろうか。

草の根団体、ラスタファリ・コミュニティ、汎アフリカ主義団体、教会、労働者、若者、女性、地域活動家、そして奴隷の子孫である一般の人々は、どこにいるのでしょうか？

そして、現在その名のもとに推進されている法的・政治的戦略において、組織化されたカリブ海ディアスポラ（故郷からの離散を余儀なくされた人々）はどこにいるのだろうか。

問題は、政府が行動すべきかどうかではない。政府は行動しなければならない。問題は、政府の行動で十分かどうかである。十分ではない。

カリブ海の賠償運動は、歴史的な転換点を迎えている。賠償問題はかつて過激な周縁的なものとして軽視されていたが、（2010年代に設置された）カリブ海賠償委員会（CRC）と各国の賠償委員会が重要な役割を果たし、制度化された地域的な政治的・法的課題へと変容させた。カリブ海共同体（CARICOM）は2013年にCRCを設立し、旧植民地支配国に対する賠償の道義的、倫理的、法的根拠を構築する任務を委ねた。

こうした制度化は必要不可欠であった。しかし、制度化はあくまで一つの段階に過ぎない。次の段階は、民主化でなければならない。賠償は、人民と共に、そして人民のために勝ち取らなければならない。そして、そのことは私たちが、まさにウォルター・ロドニーの考えへと導いてくれる。

賠償運動は政府機関から始まったわけではない

現代のカリブ海地域における賠償運動は、2013年にカリコム（CARICOM）が委員会を設置したときに始まったわけではない。ある学術書の出版をきっかけに始まったわけでもない。ある省庁で始まったわけでもない。また英国王室に対する政府の請願をきっかけに始まったわけでは、断じてない。

賠償を求める組織的な要求は、カリブ海全域およびより広範なアフリカ世界におけるアフリカ系の人々の抵抗運動に深く根ざしている。

賠償、本国送還、そしてアフリカに関する問題は、賠償という概念が政府の公式な用語として受け入れられるようになるはるか以前から、（1930年台にジャマイカで生まれた黒人解放、宗教、文化運動である）「ラスタファリ・コミュニティ」によって提起されていた。汎アフリカ主義者、ブラック・パワー運動の活動家、コミュニティ・オーガナイザー、知識人、教会、そして草の根運動は、奴隷制、植民地主義、そしてアフリカの抵抗運動に関する歴史的記憶を絶やすことなく受け継いできた。

2001年にダーバンで開催された国連人種差別撤廃世界会議は、国際的な賠償運動に新たな重要な舞台を提供した。それ以来、賠償はアフリカ全土およびアフリカ系ディアスポラの間で、ますます力強いスローガンとなっていった。

人々は組織化を進めた。ティーチインや公開集会、講演会、会議、ワークショップなどを開催した。政府や政治指導者に対してロビー活動を行った。また、奴隷制や植民地主義から利益を得たり、それに加担したりしていた教会やその他の機関に対して異議を唱えた。こうした組織化の活動は、決して一つの都市に限定されることはなかった。

トロントは、ダーバン会議後のカリブ海およびアフリカのディアスポラによる組織活動の重要な拠点となったが、運動はモントリオール、オタワ、ニューヨーク、ワシントン、ロンドン、パリ、そしてカリブ海全域のコミュニティ、とりわけバルバドスのブリッジタウンでも展開されていた。

とりわけハイチのディアスポラは、歴史でおきた土地剥奪の問題やフランスの責任という課題を、パリ、モントリオール、オタワなどの公の場に持ち込んだ。マルティニークやグアドループの人々もまた、奴隷制、植民地主義、政治的地位、アイデンティティ、そして歴史的正義をめぐって、独自の闘いを繰り広げてきた。

この歴史が重要なのは、ある根本的な真実を明らかにしているからだ。すなわち、人々は政府が賠償に気づくのをただ待っていたわけではない。政府がもはやこの問題を見做すことができなくなるまで、人々はこの問題を提起し続け、その重要性を失わせなかったのだ。

カリブ海のディアスポラは地域発展の部外者ではない

政府やエリート官僚たちによるカリブ海地域への賠償をめぐる議論では、カリブ海ディアスポラが政治的主体の構成員としてではなく、単なる聴衆として扱われることがよくある。この状況は変えなければならない。カリブ海諸島は、単に地理的に集まった島々の集合体ではない。カリブ海地域とは、植民地主義、移住、そして経済的必要性によって生み出された国境を越えて散らばった、歴史的な人々なのである。

ロンドンに住むジャマイカ人は、ジャマイカの歴史の一部である。トロントに住むバルバドス人は、バルバドスの歴史の一部である。ニューヨークに住むトリニダード・トバゴ人は、トリニダード・トバゴの歴史の一部である。モントリオールやパリに住むハイチ人は、ハイチの歴史的な闘争とのつながりを保ち続けている。フランスに住むマルティニークやグアドループ出身の人々は、フランス植民地主義がもたらした未解決の問題とのつながりを保ち続けている。

北米やヨーロッパ各地に住むカリブ諸島出身者の子孫たちに対し、賠償をめぐる闘争を傍観するよう求め、その後「政府が彼らの代わりに交渉している」と告げることはできない。政府が語り、在外同胞が耳を傾ける――そのモデルは不十分だ。

必要なモデルとは、政府と国民が共に組織を築くことだ。カリブ海ディアスポラは、政治的、経済的、文化的、そして知的資源を有しており、これらは賠償戦略の一部とならなければならない。彼らはそれ以上に重要なもの、すなわち組織化された歴史的記憶も有している。

制度化から民主化へ

カリコム（CARICOM）賠償委員会は、これまで何度となく分断されてきた闘争に一貫性と制度的な正当性をもたらした点で、高く評価されるべきである。2013 年の同委員会の設立は、重要な進展であった。カリコムは、賠償を求める道義的、倫理的、法的な根拠を構築するため、各国委員会および地域委員会を設置した。

同委員会はまた「10 項目計画」を策定したほか、最近では、法的責任、経済的変革、ジェンダー、気候正義、先住民族、および植民地時代の遺産がもたらしたその他の側面に対処する、拡充された賠償マニフェストを策定した。

さらに、アフリカおよびカリブ海諸国は、2026 年 6 月にガーナで開催された会議において、謝罪、金銭的補償、債務免除、世界賠償基金の設立、文化財の返還、国際金融機関の改革に関する要求を含む 19 項目の賠償計画を承認した。

これは大きな進歩だ。しかし運動が、十分に民主化されないまま制度化されてしまう可能性がある。CRC はもちろん存在すべきだが、問題は、「CRC が最終的に誰に対して説明責任を負うのか」ということだ。

カリブ海地域の人々のために賠償が求められているのであれば、その戦略を決定する過程において、カリブ海地域の人々が有意義かつ継続的な役割を果たさなければならない。2013 年の地域賠償会議も、この原則を認めていた。

政府による審議と並行して、市民社会の代表者たちは、カリブ海地域の人々を動員し、各国委員会や地域委員会と連携することを目的とした「汎カリブ市民社会賠償ネットワーク」を設立した。今こそ、その民主的な機運を再燃させ、

大幅に拡大させなければならない。CRCはこの問題を制度化した。その次は、この闘争の民主化を後押ししなければならない。

ウォルター・ロドニーと「グラウンディング」の意味

ここで、ウォルター・ロドニーの存在がきわめて重要になる。ロドニーの著書『The Groundings with My Brothers』は、単なる学術書ではなかった。それは政治的方法論そのものを体現していた。ロドニーは、知的知識を一般の人々の生活や闘争から切り離すことを拒んだ。労働者階級のコミュニティ、失業した若者、ラスタファリ、そして抑圧されたコミュニティとの関わりは、彼の政治活動およびカリブ海のブラック・パワーの発展において中心的な役割を果たした。

ロドニーにとって、知識は大学の中に閉じ込められたままにしてはおけないものだった。知識は闘争の中に飛び込まなければならない。知識人には、民衆と関わり、民衆から学び、民衆が自らの状況を自ら変えるために必要な意識を育む手助けをする義務がある。それこそが「グラウンディング」の意味である。

「グラウンディング」は、単なる広報活動ではない。政策が策定された後に会議を開くことでもない。政府や弁護士、学者たちがすでに下した決定に対して、人々に拍手を求めることでもない。「グラウンディング（現場に根ざ）」とは、人々との真の関係性を築くことを意味する。それは、耳を傾けること、学ぶこと、説明すること、組織化することを意味する。人々自身が、専門家の知識では代えがたい知見を備えていることを認識することを意味する。

したがって、賠償運動には独自の基盤づくりのプロセスが必要である。次の法的戦略が確定する前、次の国際会議が開催される前、また別の代表団がロンドンへ赴く前に、この運動は次のように問うべきである。

人々は何を望んでいるのか？

彼らは「賠償」をどのように理解しているのか？

何を要求すべきか？

誰に責任を問うべきか？

地域社会はどのような証拠を握っているのか？

どのような機関が利益を得たのか？

どのような救済措置を追求すべきか？

そしておそらく最も重要なのは：

勝利を勝ち取るために、どのように人々を組織化すべきか？

ブラック・パワーと賠償

ロドニーの「ブラック・パワー」に対する考え方は、さらに深い政治的教訓を与えてくれる。「ブラック・パワー」とは、単に白人が占めていた地位に黒人を就かせることではなかった。また、植民地主義の下で築かれた制度を、黒人の顔ぶれが運営することでもなかった。

それは権力の問題だった。政治的権力。経済的権力。文化的権力。歴史的意識。そして、黒人たちが自らの運命を決定する能力、である。

この区別は、賠償を求める闘いにおいて極めて重要だ。私たちは、かつての植民地体制の機関から単に承認を求めるだけではいけない。また、それらの機関が私たちの主張に耳を傾けることに同意したからといって、勝利を宣言することもできない。

（英国の）枢密院は一つの法的場である。それは、我々の歴史的正当性の源泉にはなりえな。英国王室は一つの制度である。それは、我々の賠償請求権の源泉ではない。かつての植民地支配国は、闘争のさまざまな局面において、被告、相手方、あるいは交渉相手となり得る。しかし、それらがこの運動の創始者となることはあり得ない。

かつての植民地支配国による承認と、植民地支配からの解放とを混同してはならない。まさにその点において、ブラック・パワーは今なお意義を持ち続けている。

国民は傍観者になってはならない

ジャマイカの請願により、新たな法的戦線が切り開かれた。その戦線は追求すべきである。しかし、法的戦略が、大衆的な政治組織に取って代わることは決してあってはならない。

裁判所は運動を生み出すことはできない。政府は意識を生み出すことはできない。委員会は、人々の代わりにはなれない。弁護士は論拠を構築できる。歴史家は証拠を立証できる。経済学者は搾取や未開発の実態を明らかにできる。政府は交渉できる。しかし、有意義な解決を確保するために必要な政治的条件を作り出せるのは、組織化された人々だけである。

だからこそ、ロンドンにジャマイカ代表団が派遣されたことを、単なる政府の使節団として捉えるべきではないのだ。

ロンドンには、カリブ系やアフリカ系の出身者が数十万人住んでいる。彼らは、事後に請願書について単に記事で読むだけではいけない。この請願書を軸に組織化されるべきだ。カリブ海ディアスポラが参加する公開集会、ティーチイン、デモ、法律フォーラム、地域討論会、文化プログラムなどが開催されるべきである。

ジャマイカ政府は次のように言うべきだ。「我々は単独でロンドンに来たのではない。我々の民と共にやってきたのだ」。そうすることで、請願の意味は一変するだろう。

賠償か、それとも修復的正義か

言語の問題もまた重要である。この運動では、「修復的正義 (reparatory justice)」という表現がますます多用されるようになっている。この広義の概念を明確にする価値がある。修復的正義には、社会変革、教育、保健、経済再建、文化の復興、制度改革、返還、その他の修復の形態などが含まれる。しかし、修復的正義という表現によって、賠償そのものの問題が覆い隠されてしまっているのではない。

この法的な区別は維持することは重要だ。「修復的正義」はより広範な目的を表すものである。一方、「賠償」とは、認定された不正行為に対して支払われるべき救済措置を指す。

したがって、根本的な疑問は依然として残っている。

誰が賠償責任を負うのか？

どのような賠償が求められるのか？

誰に対して賠償が行われるのか？

どのような法的根拠に基づくのか？

賠償はどのような形をとるべきか？

どのように実施されるのか？

それが適切であるかどうかの判断は誰が行うのか？

ジャマイカの請願が重要なのは、まさにこうした問題の一部を法的場へと持ち込んだ点にある。しかし、法的手続きは、はるかに大規模な政治戦略の一要素に過ぎないはずである。

アフリカ系アメリカ人の経験からは、もう一つの教訓が得られる

カリブ海諸国もまた、アフリカ系アメリカ人の賠償運動の経験から慎重に学ぶべきである。アフリカ系アメリカ人の賠償運動は現実のものであり、長い闘争の歴史を持っている。奴隷制およびそれに続く人種差別を調査し、是正策を提言するための委員会を設置することを目的とした連邦法案「H.R.40」は、その闘争の重要な表れの一つである。しかし、賠償を調査する委員会は、賠償そのものではない。

一部のカリブ海の学者や活動家は、この違いを理解し、単にアメリカのモデルを再現しようとするのではなく、H.R.40を含むアメリカの取り組みの長所と短所の両方を研究した。こうした比較研究は今後も続けられるべきである。

カリブ海諸国は、米国の枠組みに従属することなく、米国から学ぶ必要がある。両者の歴史は重なり合っているが、まったく同じというわけではない。カリブ海のプランテーション制度、ヨーロッパの植民地主義、先住民族の破壊と追放、大西洋横断奴隷貿易、奴隷解放、年季奉公制度、植民地統治、そしてカリブ海諸国と旧ヨーロッパ列強との継続的な関係が、独特な歴史的構造を形成した。したがって、カリブ海地域は独自の法的・政治的戦略を策定しなければならない。

ハイチは後回しにされるべきではない

カリブ海地域における真摯な賠償戦略において、ハイチを軽視することは許されない。1804年のハイチ革命は、植民地体制と奴隷制度に根本的な挑戦を突きつけた。ハイチの人々は奴隷制を打ち破り、独立した黒人共和国を樹立した。しかしその後、ハイチは国際社会から並外れた敵意に直面し、フランスからはハイチの独立承認の代償として、悪名高い金銭的負担を課された。この歴史は、賠償というより広範な問題において極めて重要な位置を占めている。

ハイチのディアスポラは、こうした問いをフランスやカナダ、その他の地域へと持ち込んだ。したがって、ハイチ人による運動は、カリブ海地域全体に対し、賠償が単にプランテーションで起きた出来事だけに関するものではないことを思い起こさせている。それは、奴隷解放後に起きた出来事にもかかわっている。それは、植民地支配国がかつて植民地化されていた人々の主権を、その後も引き続き制約し続けた経済的、外交的、軍事的、政治的な構造に関する問題なのである。

こうしたより広範な歴史的視点には、マルティニーク、グアドループ、そして奴隷制や植民地主義の影響が現代の政治関係に今なお根深く残っているその他の地域も含まなければならない。

枢密院は表向きの組織に過ぎない——戦争のすべてではない

したがって、ジャマイカが枢密院に提出した請願は、はるかに大規模な法的、外交的、政治的、経済的、文化的、教育的な闘争の一環として理解されるべきである。そして、何よりも重要な戦線は、民衆の組織化である。

たとえ有利な法的判断が下されたとしても、それだけでカリブ海の家が自動的に変革されるわけではない。また、不利な判断が下されたからといって、賠償を求める闘いが終わるわけでもない。

したがって、法的手続きは戦略的に活用されなければならない。この運動は、奴隷制や植民地主義を通じて富、財産、あるいは制度的な権力を蓄積した政府、企業、銀行、保険会社、教会、大学、文化機関、その他の団体に関する申し立てを、同時に調査すべきである。

この問いは、「英国はジャマイカに支払うのか？」というレベルを超えて、はるかに大きな問いへと進む必要がある。誰が利益を得たのか、今もなお利益を得ているのは誰か、何が搾取されたのか、富はどこへ消えたのか、どの機関がそれを継承したのか、今日まで何が続いているのか、何を是正しなければならないのか。

それは、単一の裁判案件よりもはるかに大規模な取り組みだ。

「人民のための賠償行動計画」

したがって、闘争の次の段階には、「人民による賠償行動計画」を盛り込むべきである。

1. 人民賠償議会の設立

カリブ海のすべての国は、地域団体、労働者、若者、女性、文化団体、教会、ラスタファリ、汎アフリカ組織、学者、弁護士、そして一般市民を結集させる恒久的な「人民賠償議会」を設立すべきである。

2. カリブ海ディアスポラ賠償フォーラムの構築

英国、カナダ、米国、フランス、およびその他の地域に恒久的なディアスポラ

議会を設立する。ディアスポラは、政府が政治的支援を必要とする時だけ動員されるべきではない。戦略において恒久的な発言権を持つべきである。

3. カリブ・アフリカ・ディアスポラ人民賠償評議会の設立

この機関は政府機関と並行して運営されるべきであるが、政府によって支配されてはならない。その目的は、アフリカ諸国政府、カリブ諸国政府、カリブ地域のコミュニティ、そしてより広範なアフリカ・ディアスポラを結びつけることであるべきだ。

4. 人民の法的戦略を策定する

カリブ地域およびディアスポラの弁護士は、管轄区域を超えて協力すべきである。この法的戦略では、国家責任、王室責任、国際法、返還、補償、不当利得、および植民地時代の搾取がもたらし続けている影響について調査すべきである。また、企業、銀行、保険会社、教会、大学、博物館、その他の機関の役割についても検証すべきである。

5. 独立した「人民の賠償基金」を設立する

透明性のある基金は、研究、地域社会への啓発、法的活動、組織化、若者向けプログラム、および国際的なアドボカシーを支援すべきである。その財政状況については、公的に説明責任を果たすべきである。

6. 大規模な賠償教育プログラムを開始する

賠償に関する教育は、学校、教会、職場、コミュニティセンター、大学、文化団体、そして若者運動にまで浸透させるべきである。人々は、理解するよう教わったことのない事柄のために戦うことはできない。

7. 「ロドニー・グラウンディングス・プログラム」を設立する

新たな主要な戦略を採用する前に、賠償運動の指導者たちは地域社会と真摯な基礎作りを行うべきである。決定が下された後の協議ではなく。決定が下される前の基礎作りである。

8. 賠償を測定可能にする

すべての賠償請求において、以下を明確にする必要がある：

- 誰が賠償義務を負うか；
- 何を賠償すべきか；
- 誰に対してか；
- どのような法的・歴史的根拠に基づくか；
- どのような形態でか；
- どのような評価基準に基づいてか；
- どの期間にわたってか；
- どのような説明責任の仕組みの下でか。

9. CRC の民主化

CRC は引き続き重要な地域機関であるべきだ。しかし、市民社会との関係を強化しなければならない。人々は単に委員会からの報告書を受け取るだけではない。人々は、委員会の優先事項の策定に参画すべきである。

10. 賠償と主権の結びつけ

賠償は脱植民地化から切り離すことはできない。植民地時代の機関の承認に心理的に依存したままで、植民地主義がもたらした結果から完全に立ち直ることはできない。かつての植民地支配国に対する法的措置が必要となる場合もあるだろう。しかし、究極の目標は依然として自決権でなければならない。

私たちが問うべき質問

核心となる問題は、ジャマイカが国王に請願すべきだったかどうかではない。ジャマイカには、利用可能なあらゆる正当な法的手段を追求する権利があるはずだ。核心となる問題は、この請願がより大きな民衆運動の始まりとなるのか、それとも国民が、主に政府や弁護士、学者たちによって行われる闘争の傍観者に再び甘んじることになるのか、という点にある。

その選択肢は依然として開かれている。そして、その選択は重要だ。カリブ海の賠償運動は、並外れた知的資源を蓄積してきた。そこには、歴史家、弁護

士、経済学者、政治指導者、国際的な同盟者、CRC、各国委員会、そしてカリブ海の各国政府との協力をますます積極的に進めようとしているアフリカ諸国の政府や機関が存在する。また、国際法上および政治上の論拠もますます強まっている。

しかし、それなしでは他のすべての資源が結局は不十分になってしまう、ある一つの資源が残っている。それは、組織化された人々である。民衆は受益者ではない。民衆こそが運動そのものである。今こそ、ウォルター・ロドニーの政治的知恵に立ち返るべき時である。

ロドニーは、啓蒙された制度によって抑圧された人々に解放がもたらされるとは考えていなかった。彼は、民衆が自らの歴史を自覚し、自らを組織化し、自らの状況を転換する能力を信じていた。それこそが、賠償運動が今、再び取り戻さなければならない教訓である。知識は意識へと昇華されなければならない。意識は組織へと結実されなければならない。組織は政治的権力へと発展しなければならない。そして、政治的権力は賠償へと結びつけられなければならない。

政府によって作り出された賠償運動の恩恵を受けるのは、一般市民ではない。一般市民こそが、その運動そのものなのである。政府、学者、弁護士、CRC（児童の権利委員会）は、いずれも不可欠な役割を担っているが、しかし、どれも一般市民に取って代わることはできない。

カリブ海地域における賠償を求める闘いは、奴隷制や植民地主義の犯罪を歴史の闇に葬り去ることを許さなかった人々による要求として始まった。それが生き残ったのは、一般の人々がそれを覚えていたからだ。それが広がったのは、地域社会が団結したからだ。それが政府の場にまで届いたのは、人々が政府にそれを忘れさせないよう拒み続けたからだ。

今、この運動はまた別の歴史的な岐路に立っている。ジャマイカは新たな法的局面を切り開いた。カリコム（CARICOM）は制度的枠組みを構築した。アフ

リカとカリブ海地域は、賠償に関する共通の課題への取り組みを強化している。国際的な議論も広がりを見せている。

今問われているのは、この運動が今後も主に制度的な枠組みにとどまるのか、それとも、その道義的権威の源泉である「人々」のもとへ戻っていくのかということだ。その答えは明らかであるはずだ。

人民は賠償を勝ち取らなければならない。

人民のために賠償を勝ち取らなければならない。

それが「グラウンディング」の意味だ。

それが「ブラック・パワー」の意味だ。

そして、それが賠償を求める闘いの次の段階であるに違いない。

チキア・トーマス

グローバル・アフリカン・ कांग्रेस (GAC)

1. 2026 年 9 月のジャマイカによる請願および提案されている JCPC プロセスに提示された 3 つの質問については、ジャマイカ政府の発表および当時の報道で報じられている。

2. カリコム賠償委員会 (CARICOM Reparations Commission) は、カリコム (CARICOM) の政府首脳による決定を受けて 2013 年に設立され、旧植民地支配国からの賠償を求める道義的、倫理的、法的根拠を確立することを使命としている。

3. 当初のカリコム地域賠償会議では、市民社会の動員の重要性も認識され、政府主導のプロセスと並行して「汎カリブ市民社会賠償ネットワーク」が設立された。

4. カリコムの「10 か条計画」は、先住民のジェノサイド、大西洋横断奴隷貿易、人身奴隷制、および人種差別的な植民地体制といった人道に対する罪に起因する請求として、賠償を位置付けている。

5. ウォルター・ロドニーの『The Groundings with My Brothers』は、黒人

労働者階級コミュニティや、より広範なブラック・パワー運動との政治的関わりから生まれたものである。

6. 2026 年のアフリカ・カリブ海賠償アジェンダは、金銭的補償にとどまらず、債務救済、グローバル賠償基金、文化財の返還、国際金融機関の改革、そしてより広範な構造的変革までその範囲を拡大している。